

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年11月27日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋巡視・点検報告書において、非常用ディーゼル発電設備(A)潤滑油サンプタンクレベル計の計器番号に誤記(誤:R43-PI048A、正:R43-LI048A)があったものの、訂正せず使用していたことが認められたため、当該箇所を誤記訂正。	GIII	
2	1号機	富岡労働基準監督署による現場状況確認において、当所1号機非常用ディーゼル発電設備(A)機器補修塗装作業にて有機溶剤等の区分表示(第二種有機溶剤)をせず、塗装作業を行っているとの指導を受けたことから、当該区分表示を現場に掲示するとともに、要求事項を協力企業各社へ周知。	GII	
3	1号機	非常用ディーゼル発電設備(B)の排気サイレンサー(B-1)において、保温材が剥れていることが認められたため、当該保温材を点検・修理。	GIII	